ロ　法第十条の五第二項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項
(1)　当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容
(2)　当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
(3)　報告金融機関等が当該特定を行つた特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号
(4)　当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名称及びその特定の基礎となつた情報
(5)　当該特定が行われなかつた場合には、その旨（法第十条の六第二項第三号に掲げる契約に該当する場合には、その旨）
第十六条の十三第二項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。
三　法第十条の五第六項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項
イ　法第十条の五第六項の規定による異動届出書の提出の要求に関する次に掲げる事項
(1)　当該要求の基因となつた新情報（法第十条の五第六項に規定する新情報をいう。(1)及び次号において同じ。）を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細
(2)　当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容
(3)　当該要求を行つた法第十条の五第六項の届出書等を提出した者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
(4)　報告金融機関等が(3)の届出書等を提出した者に係る特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号
(5)　当該要求を行つた場合において、当該異動届出書の提出がなかつたときは、その旨
ロ　法第十条の五第六項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項
(1)　当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容
(2)　当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者（イ(3)の届出書等を提出した者を除く。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
(3)　当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名称及びその特定の基礎となつた情報
(4)　当該特定が行われなかつた場合には、その旨
四　法第十条の五第七項において準用する同条第六項の特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の再特定に関する次に掲げる事項
イ　法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定による届出書の提出及び書類の提示の要求に関する次に掲げる事項
(1)　当該要求の基因となつた新情報を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細
(2)　当該要求を行つた年月日及び行つた手続の内容
(3)　当該要求を行つた法第十条の五第七項において準用する同条第六項の届出書等を提出した者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
(4)　報告金融機関等が(3)の届出書等を提出した者に係る特定取引に係る契約を識別するために用いる番号、記号その他の符号
(5)　当該要求を行つた場合において、当該届出書の提出及び当該書類の提示がなかつたときは、その旨
ロ　法第十条の五第七項において準用する同条第六項の規定による特定対象者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する次に掲げる事項
(1)　当該特定の基因となつた新情報を取得した年月日その他新情報に該当することとなる事情の詳細
(2)　当該特定を行つた年月日及び行つた手続の内容
(3)　当該特定を行つた特定取引に係る特定対象者（イ(3)の届出書等を提出した者を除く。）の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
(4)　報告金融機関等が当該特定を行つた特定取引に係る契約（イ(4)の特定取引に係る契約を除く。）を識別するために用いる番号、記号その他の符号
(5)　当該特定が行われた場合には、当該特定が行われた国又は地域の名称及びその特定の基礎となつた情報
(6)　当該特定が行われなかつた場合には、その旨（法第十条の六第二項第三号に掲げる契約に該当する場合には、その旨）
第十六条の十三第三項第二号中「第六条の七第一号ハ」を「第六条の八第一号ハ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年一月一日から施行する。

（異動届出書の記載事項等に関する経過措置）

第二条　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「改正法」という。）第十八条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第四項に規定する当該届出書（改正法第十八条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十条の五第四項の規定により提出された同項に規定する異動届出書を含む。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当する場合における改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この条において「令和四年新規則」という。）第十六条の五第一項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。
一　当該届出書が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令（令和二年総務省・財務省令第三号）の施行の日前に提出されたものである場合　令和四年新規則第十六条の五第一項第一号中「第十六条の二第一項第二号に掲げる事項（同号に規定する」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令等の一部を改正する省令（令和二年総務省・財務省令第三号）第一条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（以下この項において「令和二年旧規則」という。）第十六条の二第一項第二号に掲げる事項（」と、同項第二号中「第十六条の二第一項第六号」とあり、並びに同項第三号及び第四号中「第十六条の二第一項第七号」とあるのは「令和二年旧規則第十六条の二第一項第五号」と、同項第五号中「第十六条の二第一項第十号」とあるのは「令和二年旧規則第十六条の二第一項第八号」と、「令第六条の十四第一項」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百二十四号）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令第六条の十二第一項」とすること。
二　当該届出書がこの省令の施行の日前に提出されたものである場合（前号に掲げる場合を除く。）　令和四年新規則第十六条の五第一項第一号中「第十六条の二第一項第二号」とあるのは「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（令和二年総務省・財務省令第三号）による改正前の租税条約等の実施において「令和四年旧規則」という。）第十六条の二第一項第二号」と、同項第二号中「第十六条の